

従業員の皆さまの iDeCo (イデコ) 加入に向けて、 iDeCo 普及推進へのご協力をお願いします

- 個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo（イデコ））は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の1つで、加入者の老後の所得確保の一助となる制度です。
- 平成29年1月から、基本的に全ての方が加入できるようになりますので、事業主の皆さまにおかれましては、従業員やその配偶者の方などへの普及推進に向けた周知と、事業主としてのご協力をお願いします。



**iDeCo
(イデコ)
とは…**

英語表記の **i**ndividual-type **D**efined **C**ontribution pension planから親しみやすい響きの「イデコ」としました。
また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。

従業員がiDeCoに加入する場合の事業主が行う主な事務

- 1** (加入時) iDeCoの加入者となる従業員（2号被保険者）を使用する事業所は、国民年金基金連合会（以下、国基連）に**事業所登録をする必要**があります。
※ 掛金の納付方法について、事業主払込と個人払込の方が両方いらっしゃる事業所の場合には、それぞれ事業所登録が必要になります。
- 2** (加入時) 加入を希望する従業員から提出される**事業主証明書に必要事項を記入**する必要があります。
- 3** (年1回) 年に1回、国基連が加入申出時に得た情報をもとに、加入者の勤務先に資格の有無の確認を行いますので、**事業主の証明**が必要です。
- 4** (毎月) 加入者が事業主払込を希望する場合、**事業主から国基連に掛金を納付**する必要があります。
- 5** (年末) 所得控除がありますので、加入者が個人払込を選択した場合は**年末調整が必要**です。
※ 加入者が個人払込を選択している場合、年末調整の際に「小規模企業共済等掛金払込証明書」が国基連から加入者あてに送付されます。
※ 既に企業年金等を実施している事業主の方は下枠をご参照下さい。

企業型DCをすでに実施している事業主の皆さまへ

▶ 企業型DCに追加してiDeCoを行う場合、企業型DC規約の変更が必要

- **iDeCoに同時加入できる旨を規約に規定**する必要があります。なお、既にマッチング拠出を行っている場合、iDeCoと同時に利用することはできませんので、企業として、どちらかを選択いただくこととなります。 ※iDeCoと同時加入とする場合の事業主掛金の限度額は裏面を参照ください。
- 規約を事業所ごとに保存し、加入者等がいつでも閲覧できるような状態で保管することが必要になります。

第3号被保険者(専業主婦(夫)等)の加入について

▶ 平成29年1月から、第3号被保険者(専業主婦(夫)等)もiDeCoに加入可能

- 平成29年1月から、**第3号被保険者(専業主婦(夫)等)もiDeCoに加入できる**ようになりますので、従業員の配偶者等にもご案内いただければ幸いです。
 - ・ 会社を退職した場合など、**一時的に第3号被保険者になった方も、引き続き、iDeCoに加入することができる**ようになります。
 - ・ 税制優遇措置について、運用益が非課税で投資されるとともに、受け取る時も税制優遇措置があります。なお、第3号被保険者については**拠出時の所得控除は原則としてありません**のでご留意下さい。
- (注) 夫婦でiDeCoに加入した場合であっても、**給与の源泉控除は従業員の方のみが対象となります**(世帯として管理していない)ので、ご留意下さい。

iDeCoの仕組み

加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用。原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度です。



iDeCo 3つの 税制優遇

- 掛金が全額所得控除されます**
例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円の節税効果となります。
- 運用益も非課税で再投資されます**
通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。
※ 積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。
- 受け取る時も税制優遇措置があります**
一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

iDeCoの加入範囲と拠出限度額

iDeCoの掛金には、加入者ご本人の状況に応じた「拠出限度額」があります（下図の点線囲みの部分）。

iDeCo 拠出限度額	自営業者等	専業主婦等 ※平成29年1月から、新たに加入可能	企業年金等に加入していない方	企業年金等※1に加入している方や公務員・私学共済加入者の方 ※平成29年1月から、新たに加入可能
	年額81.6万円 (月額6.8万円) ※国民年金基金との合算枠	年額27.6万円 (月額2.3万円)	年額27.6万円 (月額2.3万円)	年額24.0万円 (月額2.0万円) ※2 または 年額14.4万円 (月額1.2万円) ※3
	国民年金基金 ※iDeCoと重複加入可能			企業年金等※1 厚生年金保険（2階） 基礎年金（1階）

※1 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等。企業型確定拠出年金を実施している企業は、規約でiDeCoへの加入を認めている場合(注)のみ加入可能。

※2 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。

※3 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方（※2）以外の方」の額。（公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます）

(注) 企業型確定拠出年金規約において、マッチング拠出を規定している場合、iDeCoへの加入を併用することは不可。（企業としてマッチング拠出がiDeCoへの加入のどちらかを選択する必要がある。）
iDeCoへの加入を企業型確定拠出年金規約に規定した場合、企業型確定拠出年金における事業主掛金の拠出限度額は以下のとおり。
①企業型年金等のうち、企業型確定拠出年金のみを実施している場合 …年額42.0万円（月額3.5万円）
②企業型年金等のうち、企業型確定拠出年金と確定給付型年金を併用している場合 …年額18.6万円（月額1.55万円）

※なお、記載内容は平成28年9月現在の情報です。ご不明な点がございましたら、以下をご参照のうえ、各連絡先までお問い合わせください。

制度の詳細およびご不明点等は国民年金基金連合会のホームページ(<http://www.npfa.or.jp/401K/>)を参照→



お申し込みは取扱い金融機関等へ
「運営管理機関一覧」はこちら→
(<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/renrakusaki.pdf>)

